



互近所ささえ～る隊の紹介④

助け合い活動の普及啓発やしきみづくりを推進する“互近所ささえ～る隊”。各地区の活動を紹介していきます。今回は、「荒川地区互近所ささえ～る隊」です。

荒川地区の今年度の活動目標は、地域の方々の声を聞き、「地域における生活支援で足りないものは何か」を知ること、そして「どのようにしていったらいいのか」を考えることです。

そこでまず、荒島集落をモデル地区として、主に買い物や通院時の移動などについてアンケート調査を行いました。今後、この結果を集落の皆さんにお知らせし、地域での話し合いを続けていきます。

また、荒川地区一人暮らし高齢者給食サービス会では、「お互いさまのまちづくり」と題して寸劇などを行い、助け合いの大切さをPRしました。

今後も安心して暮らせる荒川地区を目指して、「互近所ささえ～る隊」の活動をしていきます。

ぜひ、関心をもって活動を見守って下さい。



▲一人暮らし高齢者給食サービス会での寸劇

●問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111 (内線365)
または各支所地域振興課地域福祉室

人権啓発シリーズ ⑪

～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～



～子どもたちの気持ちをしっかり受け止めよう～

子どもの人権を守ろう①



子どもたちや家庭を取り巻く環境は、急速な少子化や核家族化の進行、インターネットの普及などにより、複雑・多様化する中で、いじめ、体罰、虐待、児童ポルノなどの人権侵害が深刻な社会問題となっています。基本的人権は子どもも大人も同じように備わっていることを、誰もが認識しなければなりません。



いじめ

いじめを発端にした自殺や傷害事件など痛ましい事件が後を絶たず、深刻な問題となっています。特に近年では、インターネットの普及により、掲示板やブログ、SNSなどを悪用するなど、巧妙で陰湿なケースが多く、問題として発覚しにくいものがあります。

また、自分がいじめられる立場になる不安から、いじめに加担したり、見て見ぬふりをしたりするようなことも多く見られます。いじめられた子どもに対するケアはもちろんのこと、いじめをした子どもに対しても、適切な指導や支援をすることが重要です。

体罰

体罰は学校教育法で禁止されていますが、未だに指導者による体罰がなくならないばかりか、それを容認する保護者などの間違った風潮があることも事実です。

子どもにとって体罰は、その場のつらさだけに終わらず、その子の将来にわたり心を深く傷つけ、心身の成長と人格の形成などに深刻な影響を与える重大な人権侵害です。

体罰が根本的な問題解決につながらないことを自覚し、体罰に頼ることなく子どもが理解できる方法を身に付けていくことが重要です。

24時間いじめ相談ダイヤル 0570-078310

(全国どこからでも24時間、近くの相談員につながります。)

●問い合わせ 市民課生活人権室 ☎53-2111 (内線281)